

## 黒川清流公園湧水白濁及び湧水枯渇の再発防止に向けた日野市の対策方針

平成30年7月に発生した黒川清流公園内の湧水白濁及び湧水枯渇がマンション杭打ち基礎工事に起因したことを受け、中断していた杭打ち基礎工事の再開に向けた日野市の対策方針を以下のように定める。

- (1) 事業者は、湧水白濁・枯渇の再発防止策として、湧水対策検討委員会で示された、以下の工法等を遵守するものとする。
  - ・一切ベントナイトを使用しない工法とする。
  - ・羽根つき鋼管杭を使用し、杭長を短くし、設計地下水位よりも高い位置が杭の先端となるよう、地下水のモニタリング調査を徹底し、羽根つき鋼管杭が日野礫層を貫通しない工法とする。
  - ・モニタリング調査を（地下水位、湧水量、水質、濁度等）継続して実施する。
- (2) 事業者は、モニタリング管理協議会で確認された別添「湧水白濁及び湧水枯渇の再発防止に向けた管理方針」（以下「管理方針」という）に従い、杭打ち基礎工事施工前、施工中、施工後1か月まで、湧水地点4箇所では湧水量及び濁度調査等を実施するものとする。その後のモニタリング調査は、管理方針に従い、建築工事竣工後、1年間行うものとする。
- (3) 事業者は、杭打ち基礎工事を地下水位の低い時期に着工する。また杭打ち基礎工事施工時には、地下水位観測を実施し、杭先端が地下水位より上にあることを確認の上施工するものとする。
- (4) 事業者は、試験杭打ち工事時に黒川清流公園内の湧水地点での濁度調査の観測頻度を多くし、その結果を踏まえて、必要と判断した場合は本工事の際の観測頻度を増やすものとする。
- (5) 事業者は、杭打ち基礎工事施工中、湧水に白濁が生じた際にはアルミニウム含有確認やX線解析により成分検査を実施するものとする。
- (6) 事業者は、杭打ち基礎工事施工中、黒川清流公園内の湧水に管理方針に定める管理基準に照らして異常が確認された際は、関係機関に報告の上、杭打ち工事を一時中断するものとする。また、杭打ち工事の一時中断が頻発し中断期間が長期化した場合、市と協議を行い原因究明に努める。
- (7) 事業者は、まちづくり条例及び日野市清流保全一湧水・地下水の回復と河川・用水の保全一に関する条例に基づく手続きを行い、杭打ち基礎工事施工前に住民説明会を行い、地域住民に施工内容の周知を行うものとする。
- (8) 市は、杭打ち基礎工事施工中、モニタリング管理協議会を開催し、杭打ち基礎工事の状況、モニタリング調査の状況等の確認を行うものとする。